

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、提案するものである。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後		改正前									
第1条～第19条（略）		第1条～第19条（略）									
附 則		附 則									
1～4（略）		1～4（略）									
5 令和8年度分及び令和9年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）		5 令和6年度分及び令和7年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）									
<table><tr><th>項目</th><th>負担割合</th></tr><tr><td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr></table>		項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<table><tr><th>項目</th><th>負担割合</th></tr><tr><td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td>100パーセント</td></tr></table>		項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合										
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント										
項目	負担割合										
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント										
備考 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。 とあるのは、 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）		備考 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。 とあるのは、 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）									
<table><tr><th>項目</th><th>負担割合</th></tr><tr><td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td><td>100パーセント</td></tr></table>		項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント	<table><tr><th>項目</th><th>負担割合</th></tr><tr><td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td><td>100パーセント</td></tr></table>		項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント
項目	負担割合										
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント										
項目	負担割合										
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント										

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

附 則（令和8年3月31日東京都知事届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求め
る経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)